

利用料金額

(1) 介護保険の場合（1 回利用あたり） ※1 単位＝10 円

	看護師		准看護師	
	要介護	要支援	要介護	要支援
20 分未満	314 単位	303 単位	283 単位	273 単位
30 分未満	471 単位	451 単位	424 単位	406 単位
30 分以上 1 時間未満	823 単位	794 単位	741 単位	715 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	1,090 単位	1,015 単位	981 単位
早朝・夜間（6：00～8：00、18：00～22：00）			1 回あたり 25%増し	
深夜（22：00～6：00）			1 回あたり 50%増し	
理学療法士等	要介護		要支援	
20 分（40 分利用の場合）	294 単位（588 単位）		284 点（568 単位）	
20 分（60 分利用の場合）	265 単位（795 単位）			
加算				
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%		
中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供		所定単位数の 5%		
サービス提供体制加算Ⅰ		6 単位/回		
サービス提供体制加算Ⅱ		3 単位/回		
初回加算（新規）		300 単位/月（退院日の場合は 350 点/月）		
退院時共同指導加算（新規）		600 単位/回		
特別管理加算（Ⅰ）		500 単位/月		
特別管理加算（Ⅱ）		250 単位/月		
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600 単位/月		
ターミナルケア加算		2,500 単位/月		
看護・介護職員連携強化加算		250 単位/月		
看護体制強化加算（Ⅰ）		550 単位/月		
看護体制強化加算（Ⅱ）		200 単位/月		
専門管理加算		250 単位/月		
複数名訪問加算（Ⅰ）		30 分未満 254 単位		30 分以上 402 単位
複数名訪問加算（Ⅱ）		30 分未満 201 単位		30 分以上 317 単位

※要支援者の場合、利用開始月より 12 カ月を超えて、理学療法士等による訪問看護を利用する場合、1 回につき 5 単位減算となります。

※（【上記、所要時間に応じた金額】×【利用日数】＋【その他加算】）×【自己負担割合】＝【利用金額合計】

※【自己負担割合】は所得により異なります。

(2) 医療保険の場合

・訪問看護基本療養費(1日につき)

項 目		診療報酬
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	5,550 円 (5,050 円)
	週4日目以降	6,550 円 (6,050 円)
	ハ.悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	12,850 円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	5,550 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	<同一日に2人>	
	週3日目まで	5,550 円 (5,050 円)
	週4日目以降	6,550 円 (6,050 円)
	<同一日に3人以上>	
	週3日目まで	2,780 円(2,530 円)
	週4日目以降	3,280 円(3,030 円)
	ハ.悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	12,850 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	指定訪問看護を受けようとするも者(入院中のものに限る。)	8,500 円
難病複数回訪問加算	1日に複数回訪問実施可能な人が対象	
	2回	4,500 円
	3回以上	8,000 円
特別地域訪問看護加算	移動にかかる時間が1時間以上	所定額の50/100に相当する額
緊急訪問看護加算	月14日まで	2,650 円
	月15日以降	2,000 円
長時間訪問看護加算	週1日まで (15歳未満の超重症児又は準超重症児は週3日まで)	5,200 円
乳幼児加算	6歳未満(別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合)	1,800 円
	6歳未満(上記以外)	1,300 円
複数名訪問看護加算	イ.看護職員が他の看護師等(准看護師を除く)と同時に指定訪問看護を行う場合 (週1日を限度)	4,500 円
	ロ.看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合(週1日を限度)	3,800 円
	ハ.看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)(週3日を限度)	3,000 円

	ニ.看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	1日1回の場合 3,000円 1日2回の場合 6,000円 1日3回以上の場合 10,000円
夜間・早朝訪問看護加算	早朝(午前6時から午前8時まで) 夜間(午後6時から午後10時まで)	2,100円
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時から午前6時まで)	4,200円

・精神科訪問看護基本療養費(1日につき)

1.精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで 30分以上の場合	5,550円(5,050円)
	週3日目まで 30分未満の場合	4,250円(3,870円)
	週4日目以降 30分以上の場合	6,550円(6,050円)
	週4日目以降 30分未満の場合	5,100円(4,720円)
3.精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	<同一日に2人>	
	週3日目まで 30分以上の場合	5,550円(5,050円)
	週3日目まで 30分未満の場合	4,250円(3,870円)
	週4日目以降 30分以上の場合	6,550円(6,050円)
	週4日目以降 30分未満の場合	5,100円(4,720円)
	<同一日に3人以上>	
	週3日目まで 30分以上の場合	2,780円(2,530円)
	週3日目まで 30分未満の場合	2,130円(1,940円)
	週4日目以降 30分以上の場合	3,280円(3,030円)
	週4日目以降 30分未満の場合	2,550円(2,360円)
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)		8,500円
特別地域訪問看護加算	移動にかかる時間が1時間以上	所定額の50/100に相当する額
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
長時間精神科訪問看護加算	週1日まで(15歳未満の超重症児又は準超重症児は週3日まで)	5,200円
乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円
	上記以外	1,300円
複数名精神科訪問看護加算	イ.保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合	(1)1日1回 4,500円 (2)1日2回 9,000円 (3)1日3回以上 14,500円
	ロ.保健師又は看護師が准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合	(1)1日1回 3,800円 (2)1日2回 7,600円 (3)1日3回以上 12,400円
	ハ.保健師又は看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行う場合(週1日を限度) 別に厚生労働大臣が定める場合を除く。	3,000円

夜間・早朝訪問看護加算	早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）	2,100 円
	夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）	
深夜訪問看護加算	深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）	4,200 円
精神科複数回訪問加算	1 日に複数回訪問実施可能な人が対象	
	2 回	4,500 円
	3 回以上	8,000 円

・その他加算

訪問看護管理療養費	1.月の初日の訪問の場合	
	イ. 機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230 円
	ロ. 機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030 円
	ハ. 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700 円
	ニ. イからハまで以外の場合	7,670 円
	2.月の 2 日目以降の訪問看護(1 日につき)	
	訪問看護管理療養費 1	3,000 円
	訪問看護管理療養費 2	2,500 円
24 時間対応体制加算		6,800 円/月
特別管理加算	医療器具装着者への管理が必要な利用者に 1 か月 4 回以上訪問した場合（月に 1 回）	5,000 円/月
	I：気管カニューレ・留置カテーテル等の管理など	2,500 円/月
	II：その他	
特別管理指導加算		2,000 円
退院時共同指導加算		8,000 円(1 回に限り)
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際	6,000 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円/月（月 1 回に限り）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円
精神科重症患者支援管理連携加算	イ.精神科在宅患者支援管理料 2 のイを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合	8,400 円（月 1 回に限り）
	ロ. 精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合	5,800 円（月 1 回に限り）
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引	2,500 円(月 1 回に限り)
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費 1（市町村等）	1,500 円
	訪問看護情報提供療養費 2(義務教育諸学校)	1,500 円
	訪問看護情報提供療養費 3（保険医療機	1,500 円

	関、介護老人保健施設又は介護医療院に 入院・入所した場合)	
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円
	訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円/月

()は准看護師が訪問した場合の金額